

鳥取県告示第 504 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 7 月 11 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社ベルセーヌ	鳥取市千代水四丁目 1	株式会社ベルセーヌ	鳥取市千代水四丁目 1	居宅介護、重度訪問介護	平成 20 年 6 月 1 日